

在宅人工呼吸器使用患者 支援事業について

・ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業とは？

指定難病及び特定疾患治療研究事業対象患者で、かつ当該指定難病及び特定疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用し、医師が訪問看護を必要と認める患者様（主に筋委縮性側索硬化症（ALS）や脊髄小脳変性症の患者様など）に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の費用を県が負担します。

・ 具体的には、どれくらいの費用を負担してくれるの？

原則として、1日につき4回目以降の訪問看護について、患者様1人あたり年間 260回（原則1週間につき5回）を限度に支払います。

・ 医師による訪問看護指示料 1月に1回に限り3,000円

・ 訪問看護ステーションが行う保健師または看護師による訪問看護費用
1回につき8,450円

・ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護費用 1回につき7,950円

・ その他の医療機関が行う保健師または看護師による訪問看護費用
1回につき5,550円

・ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護費用 1回につき5,050円

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して支払います。

・ 保健師または看護師による訪問看護費用 1回につき2,500円

・ 准看護師による訪問看護費用 1回につき2,000円

・ 申請の手続きはどうすればよいの？

最寄りの保健所に「在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書」を提出し、対象者として決定されることが必要です。

・ 添付書類

① 訪問看護にかかる主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書

② 指定難病特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証（他制度による公費負担医療の給付を受けている場合は、当該疾患にかかる臨床調査個人票）

・ **対象者として期限はあるの？**

在宅人工呼吸器使用患者支援事業の対象期間は、1年を限度(医療費受給者証の有効期限)としています。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新することができます。その際には再度申請が必要です。

・ **事業を実施しようとする訪問看護ステーション等の手続きは？**

在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、県との委託契約が必要となります。

・ **詳しいお問い合わせ先は？**

最寄りの保健所又は県庁疾病対策課難病対策グループまでご連絡ください。

保健所	所在地	連絡先	管轄区域(市町村)
中央保健所	水戸市笠原町993-2	TEL 029-244-2828 FAX 029-241-5313	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95	TEL 029-212-7272 FAX 029-265-5040	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町2978-1	TEL 0295-52-1157 FAX 0295-52-2865	
日立保健所	日立市助川町2-6-15	TEL 0294-22-4192 FAX 0294-24-5132	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	潮来市大洲1446-1	TEL 0299-66-2118 FAX 0299-66-1613	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
鉾田支所	鉾田市鉾田1367-3	TEL 0291-33-2158 FAX 0291-33-3136	
竜ヶ崎保健所	竜ヶ崎市2983-1	TEL 0297-62-2172 FAX 0297-64-2693	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	TEL 029-821-5398 FAX 029-826-5961	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば保健所	つくば市松代4-27	TEL 029-851-9291 FAX 029-851-5680	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西保健所	筑西市二木成615	TEL 0296-24-3914 FAX 0296-24-3928	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河保健所	古河市北町6-22	TEL 0280-32-3062 FAX 0280-32-4323	古河市、坂東市、五霞町、境町
水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	TEL 029-243-7311 FAX 029-243-7588	水戸市
疾病対策課 (県庁)	水戸市笠原町978-6	TEL 029-301-3220 FAX 029-301-3239	